

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第42号

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成25年大和市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第37条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第37条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第38条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第59条を次のように改める。

第59条 削除

第61条第2項第8号中「第59条第2項」を「次条において準用する第37条第2項」に改める。

第62条中「、第35条(第4項を除く。)及び第36条」を「及び第35条(第4項を除く。)」から第37条まで」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防

小規模多機能型居宅介護従業者」と」の次に「、第37条第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と」を加える。

第81条第2項第7号中「第59条第2項」を「第37条第2項」に改める。

第82条中「、第36条」を「から第37条まで」に、「、第58条及び第59条」を「及び第58条」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第37条第1項中「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「第59条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第56条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。